平成２９年（フ）第５０３号
京都市北区西賀茂北山ノ森町47番地４
破産者　有限会社ハタケン
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３８号
京都市南区上鳥羽仏現寺町４番地
破産者　城田精機株式会社
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８４号
京都府久世郡久御山町森川端12番地
破産者　株式会社サンコート
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷647番地
破産者　株式会社ジュセン
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２３号
岩手県釜石市大渡町２丁目１番25号
破産者　板澤　正樹
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５７号
長崎県佐世保市白木町157番地、前住所長崎県佐世保市天神町1769番地49
破産者　祝原　好枝
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
青森県弘前市大字小栗山字沢部167番地４
破産者　中川　慶子
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１１３６号
埼玉県川口市八幡木２丁目23番地の11
破産者　深澤　和雄
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３７号
埼玉県川口市八幡木２丁目23番地の11
破産者　深澤りか子
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８２号
埼玉県川口市朝日６丁目20番８号　オリオンスクエア101号
破産者　土澤　文雄
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４４号
埼玉県川口市並木１丁目14番32号
破産者　小野　京子
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０３号
埼玉県志木市上宗岡１丁目17番53号　ＷＪ・Ｓ－７ハイツ　205号
破産者　長澤　昭市
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４５号
埼玉県川口市末広２丁目５番９号　グリシーヌ203号
破産者　藤原　彩未（旧姓山本）
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
大阪府岸和田市岡山町64番地の10
破産者　堀部　修平
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５６６号
大阪府岸和田市畑町３－21－20カーサＨＡＮＢＥＩ202号、住民票上の住所大阪府岸和田市中井町３丁目17番８－405号
破産者　渡邉　繁孝
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９１８号
島根県浜田市長沢町1672番地９（103）、申立時の住所広島市西区大芝１丁目19番18－307号　戸花マンション
破産者　森　　愛美（旧姓中村）
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４９号
札幌市中央区南７条西13丁目３番17－308号
破産者　上村　仁志
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３号
札幌市清田区真栄３条２丁目３番１－202号、開始決定時の住所札幌市清田区美しが丘５条６丁目４番12号
破産者　柴田　友春
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７４号
札幌市厚別区厚別南１丁目16番２－103号
破産者　北川　繁美
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部